

健 保 使 用 欄	支給決議書		常務理事	事務長	次 長	
	支給額	円				
	支給内訳	法定	円			
		付加	円	経 理	給 付	
	区 分	本人 ・ 家族 ・ 6歳未就学 ・ 高齢 (割)				
資格取得日	年 月 日					
資格喪失日	年 月 日					

健康保険 被保険者 療養費・付加金支給申請書
家 族 (立替払等、治療用装具、生血)

被 保 険 者 が 記 入 す と こ ろ	① 被保険者証の 記号・番号		② 事業所名			
	③ 被保険者の 氏名と印	④ 被保険者の 生年月日		○昭和 ○平成 ○令和	年 月 日	
	⑤ 被保険者の 住所・連絡先	郵便番号				
		連絡先電話番号				
	⑥ 療養が被扶養者に 関するときは、その 者の	氏名	生年月日	○昭和 ○平成 ○令和	年 月 日	被保険者 との続柄
	⑦ 傷 病 名				⑧ 発病又は負傷年月日 (療養開始日)	年 月 日
	⑨ 発病又は負傷の原因 およびその経過					
	⑩ 診療を受けた 病院(薬局)等	名 称				
		所在地				
	⑪ 診療の期間	自 年 月 日 至 年 月 日	日 数	⑫ 診療内容の区分		
			日	○入院・○外来・○歯科・○調剤		
	⑬ 装具等を作成した 所の名称および作成日	名 称	作成日	年 月 日	⑭ 診療又は作成に要した費用の額	
					円	
	⑮ 療養の給付を受け ることができな かった理由					
	⑯ 第三者の行為 によるものです か	○いいえ ・ ○はい	⑰ ⑯が「はい」の場合 健保への申請を	○している ・ ○していない		
	⑱ 支払金融機関 ※該当者のみ記入	○銀行・○金庫・○農協		○本店・○支店		
		預金 種別	○普通 ○当座	口座 番号	口座 名義	(カタカナで記入)
	⑲ 本請求書に基づく給付金に関する受領を代理人に委任します。	委任者と代理人との関係		事 業 主		
				令和 年 月 日		
受取代理人の欄	被保険者 氏名	住所				
	代理人の 氏名と印	代理人 の住所				

※ 該当者=請求書提出時にANA健保の資格を喪失している方

受 付 日 付 印

【注意事項】

- 申請書は1件毎(医療機関別・月別)1枚必要です。装具の場合は1つに対し1枚必要です。
- 「被保険者が記入するところ」(太枠内①～⑱)の必要事項を全て記入して下さい。

(備考)

< 添付書類 >

種 類	添 付 書 類
立替払等	①診療明細書の写し 医療機関等で発行されたもの ②領収(明細)書 診療に要した費用額が記載された領収(明細書)書
治療用装具	①医師の「意見書および装具装着証明書」等 ●弾性着衣等の場合は、医療機関等が発行した「弾性着衣等装着指示書」 ●小児弱視等の治療用眼鏡等の場合は、医師の「眼鏡等作成指示書」 ②領収書 装具や眼鏡等の名称、種類等、内訳が記載された領収書 領収書に内訳等が記載されていない場合はその他明細書も添付(請求書、見積書等) ③検査書(小児弱視等治療用眼鏡等の場合)の写し 「眼鏡等作成指示書」に視力等の検査結果が明記されていない場合は、視力等の検査結果 ④作製した治療用装具の写真(既製品または靴型装具の場合のみ) 作製された装具すべてに対し、下記の方法、箇所について撮影してください。(装具の写真のみ) (1)正面、(2)側面、(3)ロゴ・タグ・サイズ・品番・メーカー表記、その他付属品等 (3)が見当たらない場合は取扱説明書等写し(製品名・メーカー表記がわかる箇所)を添付する (オーダーメイド装具、靴型でない装具は、写真不要です)
生 血	①輸血証明書 輸血を必要と認めた医師の証明書(輸血の回数が明記されているもの) ②領収書 血液にかかる費用額や移送にかかった費用額の内訳が記載されているもの

※「写し」と記載のあるもの以外は、全て「原本」を添付して下さい。

< 療養費の支給要件等 >

◆療養費の支給要件

やむを得ない事情により自費で診療を受けたときは、支払った額のうち一定の額が療養費として後から払い戻されます。

◆療養費の支給額

保険者が健康保険の基準で計算した額から、一部負担金相当額を差し引いた額が支給されます。健康保険が適用されない費用は対象外となります。

◆療養費が支給される場合

- 資格取得届手続き中の病気やケガで被保険者資格を証明できないため、自費で診療を受けたとき
- 近くに保険医療機関がなく緊急を要するためやむを得ず保険医療機関でない医療機関で診療を受けたときなど保険者がやむを得ない理由があったと認めたとき
- コルセット等治療用装具を医師の指示で作成、装着したとき
- 四肢のリンパ浮腫治療用の弾性着衣を購入したとき
- 9歳未満の小児が小児弱視等の治療で眼鏡やコンタクトレンズを購入したとき
- 生血液の輸血を受けたとき など

◆治療用装具の更新について

治療用装具(弾性着衣、小児弱視等の治療用眼鏡等を含む)の更新については、健康保険の基準で定められた耐用年数及び装着期間が経過していない場合は対象となりません。

申請前に確認をしていただくようお願い致します。